白岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項

１　趣旨

　　農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」といいます。）に基づき、白岡市農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の候補者の推薦を求め、推進委員になろうとする者の募集をします。

２　業務概要

推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の活動を行います。また、毎月1回開催する農業委員会総会（役所開庁時間内に開催）に出席します。

３　任期

農業委員会の委嘱の日から令和８年７月１９日までです。

４　報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年白岡市条例第５号）に基づき支給します。

５　推薦・募集人数等

　　推進委員の推薦・募集の区域等は、次表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域の名称 | 左の区域に属する地域（大字） | 人数 |
| 篠津地区 | 篠津、寺塚、野牛、新白岡、  高岩、西、白岡 | １人 |

６　推薦・応募資格

　　推薦をする者（以下｢推薦者｣といいます。）、推薦を受ける者（以下｢被推薦者｣といいます。）、応募する者（以下｢応募者｣といいます。）の資格は、次表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 資　　　　格 |
| 推　薦 | 推薦者 | 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者 |
| 被推薦者 | 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者 |
| 応　募 | 応募者 |

㊟推進委員になることができない者

　　・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を

受けることがなくなるまでの者

７　募集期間

令和７年７月１日（火）午前９時受付開始

令和７年８月１日（金）午後５時受付終了

８　推薦・応募方法

　　募集期間内に、次表の提出書類一式（添付書類を含む。）を白岡市役所農業委員会事務局へ提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 提出者 | 提出書類 | 添付書類 |
| 推　薦 | 推薦者※ | 推薦書  （様式第１号） | 〇推薦・応募連絡票（別紙１）  〇誓約及び同意書（別紙２）  〇推薦者・被推薦者及び応募者の  　本人確認書類の写し  （運転免許証、健康保険証等） |
| 応　募 | 応募者 | 応募書  （様式第２号） |

※推薦者が複数の場合は、代表者（９⑶参照）が提出してください。

【提出方法】

① 持参 … 募集期間内に提出してください。

② 郵送 … 募集期間内必着です（消印有効ではありません。）。

※他の方法（ファクシミリや電子メール等）による提出はできません。

９　記入上の注意

　　推薦書・応募書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

　⑴「経歴」、「農業経営の状況」

詳しく記入してください。枠内に書ききれない場合は、別紙（任意様式）に記載して提出してください。

⑵「推薦をする区域」、「応募する区域」

篠津地区に○を付けてください。

※今回は、日勝地区及び大山地区については推薦・応募の募集はありません。

⑶「推薦をする者」

推薦者が複数の場合は、様式第1号の２枚目には推薦者の代表者を記入し、他の推薦者は必要事項を記載した別紙（様式任意）を作成のうえ、署名・押印をして、推薦書とあわせて提出してください。

⑷「推薦（応募）の理由」

詳細に記入してください。枠内に書ききれない場合は、別紙（任意様式）に記載して提出してください。

10　情報公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間の終了後に市公式ホームページで公表されます。

11　選任

　　被推薦者及び応募者の中から選定し、農業委員会が委嘱します。

12　その他

1. 推薦、応募に要する費用は全て推薦者、被推薦者、応募者の負担です。
2. 提出書類は返却しません。
3. 追加の提出書類を求める場合があります。
4. 御不明な点等は、書類の作成・提出の前にお問合わせください。

【 問合わせ・提出先 】

　　　　　白岡市役所農業委員会事務局（庁舎２階）

　　　　　　　〒349-0292埼玉県白岡市千駄野432番地

　　　　　　　電話番号0480-92-1111（内線247・248）